

# 「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定について

## 1 概要

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づき、想定された最大クラスの津波に対して、避難場所や避難経路の確保などソフト対策を強化する「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定に向けて沿岸3市町と連携し取り組んでいます。

| 山形県の取組み     |                     |
|-------------|---------------------|
| 平成26年度～27年度 | 津波浸水想定調査の実施         |
| 平成28年3月     | // 結果の公表            |
| 平成28年度      | 津波浸水想定CG動画の作成       |
| 平成29年度      | 区域に係る指定基準の策定        |
| 平成30年度      | 区域図(素案)の作成、沿岸市町との調整 |

| 山形県で想定される最大クラスの津波<br>(マグニチュード7.8 震度7の場合) |       |
|--|-------|
| 例 鶴岡市由良                                  | 12.7m |
| 酒田市酒田港                                   | 13.3m |
| 遊佐町吹浦                                    | 12.5m |

## 2 「津波防災地域づくり法」の概要

### 目的

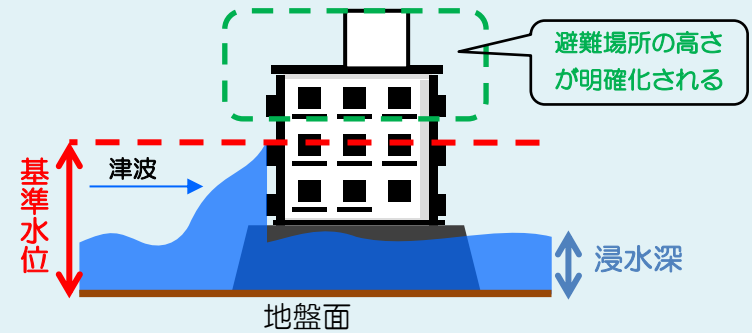
津波防災地域づくり法は、政府、都道府県、市町村が実施する施策を定めるとともに、津波防護施設の管理や建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。  
 都道府県の施策として、津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定があります。  
 市町村の取組みとしては、津波発生時の情報伝達方法、避難場所等を地域防災計画に定めることや津波ハザードマップを作成することが義務付けられています。

### 区域の種類

| 区域名                     | 指定者  | 区域の説明  | 義務化される事項  |
|-------------------------|------|--|---|
| 津波災害警戒区域<br>(イエローゾーン)   | 県知事  | 津波から「逃げる」ことができるよう避難場所等の確保など、ソフト対策を強化する区域<br>(指定範囲は、浸水深1cm以上) | 「3津波災害警戒区域（イエローゾーン）について」のとおり                                      |
| 津波災害特別警戒区域<br>(オレンジゾーン) | 県知事  | 津波を被る高さ未満での建築を禁止するなど、津波を「避ける」ことができるようにする区域                   | ・学校や病院等では、床面の高さを当該施設の基準水位以上にする<br>・住宅等では、居室の床面の高さを当該住宅等の基準水位以上にする |
| //<br>(レッドゾーン)          | 市町村長 | (指定範囲は、基準水位※2m以上)  |   |

### 基準水位

※ 基準水位  
 津波が建物等に衝突した際の津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮したもので、地盤面からの高さ（水深）



## 3 津波災害警戒区域(イエローゾーン)について

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、区域の指定により、以下の事項が義務付けられます。なお、建築や土地利用に対する法規制は発生しません。  
 （津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン・レッドゾーン）は、法規制があります。）

### 義務化

#### 市町村

- ①地域防災計画に次の津波避難体制に関する事項を記載
  - (ア) 情報伝達方法（防災行政無線、緊急速報メール等）
  - (イ) 避難場所・避難経路
  - (ウ) 津波避難訓練の実施
  - (エ) 避難促進施設（学校・社会福祉施設等）の名称と所在地
- ②基準水位を表示した津波ハザードマップの作成

#### 避難促進施設（学校・病院・社会福祉施設等）

- ①施設ごとに津波避難計画を作成
- ②津波避難訓練の実施（年1回以上）

#### 宅地建物取引業者

取引対象となる物件がイエローゾーン内にあるときは、その旨を取引相手方に説明する必要がある。

### その他

#### 市町村

民間ビルなどを施設管理者の同意を得て避難施設に指定したり、管理協定を締結し、民間施設の避難用部分を管理することができる。

## 4 区域指定の手続き

- ①パブリック・コメントの実施
- ②市町村長への意見照会
- ③県公報での公示（指定）
- ④図面を関係市町へ送付